

都市計画公園及び緑地の変更・廃止(素案)の説明会 議事録(要旨)

日 時:令和3年 11 月 10 日(水)

19 時 00 分ごろ～19 時 50 分ごろ

場 所:寝屋川市立市民会館 小ホール

参加者:22 名(市出席者を除く。)

説明者:寝屋川市2軸化事業本部、都市基盤整備部公園みどり課

1 説明

本市が計画決定権限を有する都市計画公園及び緑地 26 箇所について、大阪府都市計画協会作成の「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」(以下「見直しの基本的な考え方」という。)に基づき検討した結果、21 箇所を変更・廃止候補とする素案をとりまとめた。

以上のことに関して、資料に基づき説明を行った。

2 質疑応答等(要旨)

説明の後、以下のとおり質疑応答等があった。

質疑、意見等	市の回答、見解等
見直しの手法について、大阪府都市計画協会が策定したものを基本とされていると認識しているが、判例や法令ではなく、大阪府都市計画協会が策定した考え方により行うとすることについて教えてほしい。	都市計画法において、必要に応じて都市計画を変更するという規定があり、当該法がこの見直しの根拠になるものです。 都市計画の変更(見直し)の詳細については、自治体が共同でまとめた「見直しの基本的な考え方」により行うものです。
香里西公園について、50 年前に決定され、一部は公園、一部は	香里西公園は、昭和 43 年に決定した後、一部、公園として整備さ

<p>据え置かれてきたという経過があり、やっとな廃止されると思っているところである。</p> <p>しかし、50年以上私権が制限されてきた中で、3年程度経過すれば税金を上げるというのは、あまりにも短すぎるのではないか。</p>	<p>れたものの、財政事情等により、未整備部分が存在します。</p> <p>その間、公園の計画による建築制限に伴い、固定資産税等の減価補正が行われてきたところですが、計画が廃止されると次回評価替えの令和6年度から、減価補正がなくなることとなります。</p> <p>何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>太秦1号公園というのは、資料をみると打上川治水緑地の一部にみえ、公園の一部として整備されているものと思うが、これが都市計画公園として整備されていないことについて説明を求める。</p>	<p>打上川治水緑地が整備されたのは、「平成」になってからであり、太秦1号公園は資料にある通り、昭和40年代の打上川治水緑地が整備される前から決定されていたものです。</p> <p>これは、公園と緑地とでは性格が異なるものであり、公園は「利用」、緑地は「存在」を重視して整備されるもので、公園としての整備の基準について、現時点では満たしていないということで、未整備という扱いになっているものです。</p> <p>実際には、公園のように利用いただいているところですが、「見直しの基本的な考え方」では、私有地を有していない未着手公園については見直しの対象外とされています。</p>

<p>都市計画公園・緑地が廃止となって制限がなくなるということは、何を建てても良いのか。</p>	<p>建築制限については、建物の階数について、法律では2階まで、本市は3階までという許可の基準があります。また、地階は認められないものとなっています。</p> <p>構造については、木造や鉄骨造等、比較的除却しやすい構造であることが求められ、鉄筋コンクリート造は認められません。</p> <p>都市計画区域から外れたら何でも建てられるわけではなく、その地域で、住宅地、商業地、工業地等の用途が定められており、また、建物のボリュームや高さ制限等も定められていますので、これらについては、別に遵守いただく必要があります。</p>
<p>何階まで建てられるようになるのか。</p>	<p>一律に階数が決められるものではなく、地域によっては、4階や5階、それ以上、建てられることも考えられます。</p>
<p>固定資産税等の減価補正が適用されており、令和6年度にそれがなくなるということだが、地域によって差異はあると思うが、具体的にどのぐらいになるのか。</p>	<p>固定資産税等については、地域、土地の利用の方法、広さ等によって、大きく異なるようですので、個別に担当部局のほうへ御相談をお願いしたいと存じます。</p>